

「あさびー子育てコンシェルジュ」を開設

妊娠中のママと家族が安心して出産を迎え、産後も楽しく育児ができるよう、専任コーディネーターがサポートします。

「初めての妊娠・出産で不安」「母乳の量は足りているのかな」「赤ちゃんが泣いてばかり」「育児の方法が分からない」など、妊娠・出産・育児には不安や悩みがつきものです。一人で悩まず、気軽にご相談ください。

相談窓口 健康課 **相談方法** 電話か直接

相談時間 土・日曜日、祝・休日を除く午前9時～午後4時



相談・問い合わせ先／保健福祉センター内健康課 TEL.55-6800

就職・転職、転入・転出などの際は 国民健康保険(国保)の手続きをお忘れなく

次に該当するかたは、異動のあった日から14日以内に必ず手続きをしてください。

区分	届け出が必要な場合	必要なもの
国保に加入	転入した	転出証明書
	職場の健康保険をやめた	左記の事項を証明する書類
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	
	子どもが生まれた	母子健康手帳
生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書	
国保をやめる	転出する	保険証
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になった	
	生活保護を受けた	保護開始決定通知書、保険証
	死亡した	保険証

マイナンバーカードまたは通知カード
※各届け出に印鑑が必要な場合あり

届け出が遅れると

- ▼国保税をさかのぼって納付
- ▼加入までの医療費を全額自己負担
- ▼国保で診療を受けた医療費を返還しなければならない場合あり

修学のため市外に住民票を移すかた

引き続き本市で保険証を交付することができます。在学証明書、保険証を持参の上、届け出てください。

時間に余裕を持ってお出掛けください

3月下旬～4月上旬は窓口が大変混雑し、待ち時間も長くなることが予想されます。ご理解・ご協力をお願いします。



退職したら国民年金の手続きを

厚生年金加入者(国内在住の20歳以上60歳未満のかた)が退職したときは、国民年金第1号被保険者への変更手続きをしてください。また、扶養する配偶者(20歳以上60歳未満のかた)がいる場合は、そのかたも第3号被保険者から第1号被保険者への変更が必要です。

必要なもの 本人・配偶者の年金手帳、退職年月日が分かる書類



手続き・問い合わせ先／市役所保険医療課国保年金係 TEL.76-8151